

## 資料2 「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金」 (令和7年10月1日現在)

下記(1)(2)に記載した補助制度の概要は、令和7年10月1日現在の内容です。  
 ※国の制度改正や市の施策の変更等に伴い各補助制度の内容も予告なく変更となる場合がありますので、あくまで現時点の参考としてください。  
 ※国庫補助の活用を伴う補助にかかる対象経費や補助額の算定等に関する取扱いについては、各補助制度の例によります。

### (1) 創設補助

※詳細は、資料10「船橋市私立保育所等整備補助金交付要綱」及び資料14「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」(令和7年9月19日付成事第497号)をご確認ください。

#### ①対象事業

設置運営事業者自らが、自己所有の施設を建設して保育所を整備する事業

#### ②対象経費

建築工事にかかる本体工事費(工事費又は工事請負費、工事事務費(工事費又は工事請負費の2.6%が上限。)、実施設計費、開設準備費、土地賃借料等(内示日以降の契約が対象)

#### ③補助額

次のア又はイの額を比較して、いずれか小さい方の額にウの額を加えて得た金額

ア 下の基準額表に定める交付基準額の合計額

イ 対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数切り捨て)

ウ ア又はイの額を比較していずれか小さい方の額に8分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数切り捨て)

【交付基準額表(令和7年度単価)】(本体工事費)

単位：千円

| 定員区分   |          | 交付基準額(1施設あたり)  |
|--|----------|--|
| 本体工事   | 41~70名   | 137,400  |
|  | 71~100名  | 178,500  |
|  | 101~130名 | 214,800  |
|  | 131~160名 | 248,700  |
|  | 161~190名 | 282,400  |
|  | 191~220名 | 313,900  |
|  | 221~250名 | 347,700  |
|  | 251名以上   | 386,400  |
| 特殊附帯工事   |          | 13,620   |
| 設計料加算  |          | 本体工事に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て) |
| 開設準備費加算<br>(定員区分における<br>交付基準額に増加定<br>員数を乗じて加算) | 41~70名   | 25   |
|  | 71~100名  | 20   |
|  | 101~130名 | 17   |
|  | 131~160名 | 16   |
|  | 161名以上   | 14   |
| 土地借料加算   |          | 19,900   |

※土地借料加算については、新たに土地を賃借して整備する場合に加算すること。  
 また、工事着工日までの費用を含む。

※特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取り扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

④その他

補助金の交付を受けて整備した保育所を廃止した場合、運営した期間に応じて交付した補助金を返還していただく場合があります。

## (2) 建物改修費等補助

※詳細は資料11「船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付要綱」をご確認ください。

①対象事業

設置運営事業者が建物を借り上げて保育所を整備する事業

②対象経費

- ・必要な内装工事等にかかる費用(内示日以降の契約が対象)。  
(設計・設計監理費、土地購入費用、外構・造成工事費、職員の宿舎に要する経費、消耗品、一万円未満の物品で耐用年数が10年(主として金属製の場合は15年)未満のもの、その他整備費として適当と認められない経費等は含まない。)  
※設備整備費については定員数に200,000円を乗じた額を上限とする。
- ・開所前の建物賃借料及び礼金(内装工事に着手した月の賃借料から開所までに支払った費用が対象)(敷金及び保証金は含まない)。

③補助額

対象経費に補助率を乗じた額。ただし、1施設あたりの補助の上限は、下表の定員区分に応じた補助基準額に補助率を乗じた額とする。

※下記補助基準額は最新の単価であり、資料11「船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付要綱」と異なるが、応募に際し資金計画を立てる際には下記単価を使用して補助額を見込むこと。

【補助基準額表(令和7年度単価)】

| 定員区分   | 補助基準額       |
|--------|-------------|
| 20～59人 | 33,372,000円 |
| 60～69人 | 67,981,000円 |
| 70～79人 | 72,000,000円 |
| 80～89人 | 81,000,000円 |
| 90～99人 | 90,000,000円 |
| 100人以上 | 99,000,000円 |

④補助率 3/4

⑤その他

補助金の交付を受けて整備した保育所を廃止した場合、運営した期間に応じて交付した補助金を返還していただく場合があります。

【参考】基準上必要となる設備一覧

| 必要な設備項目        | 根拠                       |
|----------------|--------------------------|
| 保育に必要な用具       | 資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 |
| 医薬品            | 資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 |
| 静養できる機能の為の備品   | 資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 |
| 備え置くべき帳簿の保管庫   | 資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 |
| 消火器等非常災害に必要な設備 | 資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 |
| 調理設備           | 資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 |
| 調乳設備           | 資料9「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」  |
| 沐浴設備           | 資料9「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」  |
| 洗濯設備           | 資料9「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」  |
| 検食用冷凍保存庫       | 資料9「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」  |
| 食品保管庫          | 資料9「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」  |

### (3) 賃借料補助制度

※詳細は資料12「船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付要綱」をご確認ください。

#### ①補助対象者

建物を賃借することにより保育所等を設置し、継続的に保育を実施する者

#### ②補助の要件

- ・ 市長が別に定める区域で新たに設置する保育所等であること。
- ・ 保育所にあつては、開所後に公定価格のうち賃借料加算の要件を満たすこと。
- ・ 原則として、認可定員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による市長の認可を受けるもの。）と利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認において定めるもの。）が一致すること。  
ただし、実際の利用人数の実情に合わせて認可定員の範囲内で利用定員を設定することについて、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- ・ 設定した定員を充足する人数を積極的に受け入れる職員の体制を整えていること。
- ・ 補助金の交付を受けようとする年度において、千葉県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱における「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の適用対象となること。
- ・ 船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会の評価の報告を受けて、市長が設置運営事業者として内定した者であること。
- ・ 賃借する建物の所有者又は貸主が、設置者（法人である場合は経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む）の親族又は寄付者等、設置者と密接な関係にないこと。
- ・ 賃借する建物の貸主が、建物の所有者と同一であること。
- ・ その他、補助金の交付について、不相当と認める事由がないこと。
- ・ 上記の規定にかかわらず、市長が相当と認める場合。
- ・ 当該年度の船橋市一般会計予算における当該補助金の予算が成立すること。

### ③対象経費

補助対象経費は、建物を借り上げて保育所等を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う建物賃借料（保育所等を開所した日以降に支払われるもので、共益費及び管理費を含み、礼金及び更新料並びに敷金及び保証金を除く。）とする。

ただし、1年度あたりの補助対象経費は、次のどちらか低い額とする。

- ・当該年度において支払う建物賃借料の実額
- ・当該保育所等の開所時の認可定員×賃借料加算額（当該認可定員区分による単価）×12か月×3の額

※年間の賃借料が、上記の上限額の範囲内になるかどうかにかかわらず、一の年度における建物の賃借料相当額の支出と施設整備費借入金の返済に係る支出の合計額の上限は、年間の委託費収入の1.5ヵ月分相当額が目安となりますので、適正な園運営のため、施設規模や計画の見直しを求めることがあります。（資料3「資金計画について」にも記載しております。）

### ④補助額（1施設あたり）

次のどちらか低い額に3/4を乗じて、1,000円未満の端数を切り捨てた額

- ・③に定める1年度あたりの補助対象経費から、公定価格のうち賃借料加算に相当する額（各月初日の利用子ども数の合計に一人あたりの賃借料加算の加算額を乗じて得た額とする。）及び寄付金その他収入額を控除した額
- ・2,200万円

### ⑤補助率 3/4

### ⑥補助対象期間

保育所等の開所から5年を経過するまでとする。

## （4）運営費補助

※詳細は資料11「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」をご確認ください。

船橋市では、私立認可保育所の費用負担軽減の為、予算の範囲内で運営費補助を行っています。